

	号外	定価1部2円	人事委員会勧告及び報告実施！確定闘争へ向け、再度支部・分会を挙げて取り組みに結集しよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2015県人勧⑫ 10.19県人事委員会 勧告!! 2年連続のプラス勧告もまやかし!?

月例給：較差788円も若年層に手厚く、高齢層には僅か…
一時金：改定0.20月（現行3.95月⇒4.15月へ）

給与制度の総合的見直しを勧告!!

給料表 平均1%（最大3%）引き下げ／現給保障3年間
4級・5級に8号給増設／単身赴任手当国並みに引上げ!

県人事委員会は19日、知事及び県議会議長に対し次のとおり勧告を行った。

月例給 788円(0.21%)・一時金 0.18月の公民較差となったことから、ともに引上げとし、昨年に続き2年連続の引き上げとなった。ただ、月例給では、「若年層に重点を置き改定する」として、若年層には厚く、高齢層には昨年度と同様に僅かな改定となり、最高号給者では今回の改定はなしとなる。これでは高齢層の勤務意欲向上にはつながらず、課題が残る結果となった。一時金0.20月の改定は、勤勉手当及び期末手当を改定するもの。これらの改定は、2015年4月に遡及して実施する勧告となった。

一方で、これまで勧告しないよう求めてきた「給与制度の総合的見直し」については、高齢層で公務員が民間を上回るため、世代間配分の調整が必要、多くの都道府県で実施していることを理由として、総合的見直しを行うことが適当とし、2016年4月からの実施を勧告した。

また手当については、単身赴任手当が国並みの改定となるが、通勤手当の改善については具体的な改善内容は言及されず不満が残る結果となった。

厳しい情勢の中で、一定改善となる内容を引き出したものの、給与制度の総合的見直しをはじめ多くの課題が残る。引き続き確定闘争において、支部・分会の闘争態勢を継続・強化しながら、諸課題の改善に全力を挙げて取り組みを進めていく。

【勧告】

4月
遡及
実施

- ① 月例給：較差0.21%・788円（民間367,368円、職員366,580円）に基づく給料表改定
- ② 一時金：較差0.18月（民間4.13月、職員3.95月）に基づき0.20月引上げ

（期末手当0.05月、勤勉手当0.15月引上げ）

- ① 給与制度の総合的見直し：給料表を平均1%（高齢層最大3%）引下げ、現給保障（3年間）

来 年
4 月
実施

② 単身赴任手当：給与制度の総合的見直しと併せて国並みに改定

基礎額 23,000円→30,000円、加算額 交通距離の区分を2区分増設し限度額70,000円に引き上げ（現行限度額45,000円）

【報告】（主要事項のみ）

- ① フレックスタイム制：勤務時間の管理等運用上の課題もあり、復興業務の状況、国・他県の動向を踏まえて拡充について検討を進める必要がある。
- ② 心身の健康管理：任命権者によるメンタルヘルス対策、管理監督者による職場環境の改善、不調の早期発見等の支援等の取り組みを実施。
- ③ ハラスメント対策：任命権者に対策の充実を要請したところ。ハラスメントの無い職場づくりを。

月例給改定・総合的見直し ポイントはここ！！

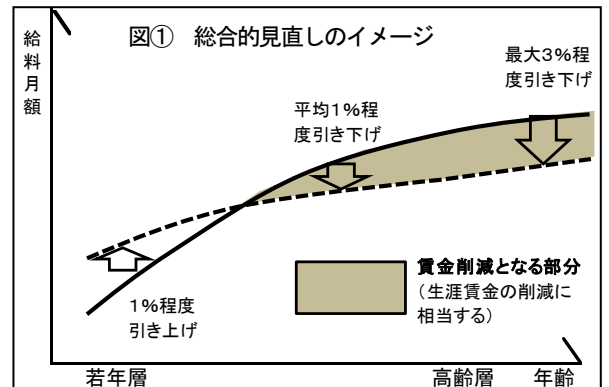
【プラス改定とは名ばかり！賃上げ効果は僅か！】

月例給の改定は、若年層に重点配分した結果、高齢層のプラスは僅かとなり、据え置きの場合も見られる。右表は据え置きとなる号給を抜き出したもので当該号以上が据え置きとなり、多くの組合員が該当する懸念がある。プラス勧告といいながら、賃上げ効果が少ないのが現実だ。

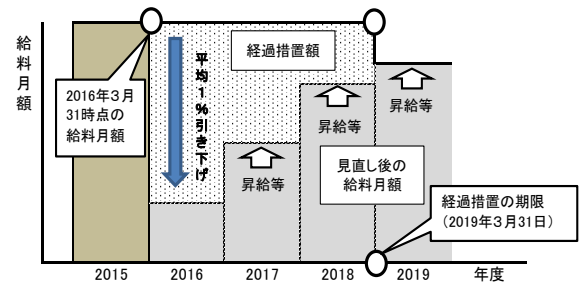
据置となってしまう号給	
2級	122号以降
3級	96号以降
4級	80号以降
5級	72号以降
6級	59号以降

【「給与制度の総合的見直し」は問題だらけ！】

2015年のプラス改定を実施したのち、2016年4月から賃金水準を平均1%引き下げるもの。年齢別で下げ幅は異なり、高齢層では最高3%の引き下げ、若年層は逆に1%の引き上げとなる。2級27号以上でほとんどが賃金引下げとなる。図①のとおり、若年層はわずかに引き上げとなるが、生涯賃金から見れば、大幅な削減となることは明らかだ。



また、3年間の現給保障の実施も勧告された。図②のとおり、3年間は賃金水準を維持できるものの、4年目以降に賃金削減が行われれば、勤務意欲の面からも問題であり、現給保障期間を区切ったことは大きな問題だ。



一方で、最高号給者の勤務意欲向上として、4級及び5級にそれぞれ8号給増設とした。しかし、給与制度の総合的見直しによる賃金引下げを受けるため、号給増設しても賃金は元の水準まで上がらない。

右表は行（一）5級（抜粋）における現行、県人勤後賃金、総合的見直し後のそれぞれの賃金額の比較だ。今回の勧告でも高齢層の賃金は抑制されたままだ。そのため、高齢層の勤務意欲の維持・向上にはほほど遠い。

図② 現給保障のイメージ

号俵	5級			
	①現行賃金	②人勤後賃金 (2015.4)	③総合的見直し後 (2016.4) 比較	
	俵給月額	俵給月額	俵給月額	改定額 改定率
	百円	百円	百円	百円 %
85	4,006	4,006	3,933	▲ 73 ▲ 1.8
86	4,013	4,013	3,936	▲ 77 ▲ 1.9
87	4,020	4,020	3,939	▲ 81 ▲ 2.0
88	4,027	4,027	3,941	▲ 86 ▲ 2.1
89	4,032	4,032	3,943	▲ 89 ▲ 2.2
90			3,946	
91			3,949	
92			3,951	
93			3,953	
94			3,956	
95			3,959	
96			3,961	
97			3,963	

右表 現行、県人勤後、総合的見直し後の賃金比較（5級）⇒

8号増設も、▲69百円か！